

日本一の健康長寿県構想高幡地域推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、日本一の健康長寿県構想高幡地域推進協議会（以下「協議会」と言う。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域の保健医療福祉の推進方針及び方策等に関すること。
- (2) その他、日本一の健康長寿県構想の推進に関し、必要と認められる事項。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員30名以内で組織する。

- (1) 保健・医療関係者
 - (2) 福祉関係者
 - (3) 地域組織・団体、住民の代表
 - (4) 行政関係者
- 2 委員は、高知県須崎福祉保健所長が依頼する。

(任期等)

第4条 委員の任期は就任の日の属する年度の翌年度末とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は会議の議長となる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、第7条に定める特別委員又は学識経験者、行政関係者、地域保健医療福祉活動を行っている者などの会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(特別委員)

第7条 協議会に、専門の事項を調査、研究するため、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、会長が指名し、須崎福祉保健所長が依頼する。
- 3 特別委員は、当該専門の事項の調査、研究が終了したときは、特別委員の職を失う。

(部会等)

第8条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員で組織する。
- 3 部会は、特定の事項を調査審議するため、分科会を置くことができる。
- 4 会長は、協議会の円滑な運営並びに部会及び分科会の運営への助言及び調整を行うために、企画運営委員会を設けることができる。
- 5 部会及び企画運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、須崎福祉保健所に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱施行の際の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年9月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年8月3日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱施行の際に現に在任する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成24年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年11月19日から施行する。